



# 三重県公報

平成7年4月21日(金)

第645号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

- 身体障害者福祉法の規定による医療機関の指定……………(障害福祉課) 1
- 危険物取扱者試験及び消防設備士試験事務を行う指定機関の主たる事務所の所在地の変更……………(消防防災課) 2
- 保安林の指定をする予定である旨……………(森林整備課) 2
- 監査委員公表**
- 監査委員公表……………(監査委員) 2
- 公告**
- 収去した飼料の試験結果の概要の公表……………(農芸畜産課) 5
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農地整備課) 6
- 同件……………(同) 8
- 換地を定めない土地としての指定……………(同) 9
- 同件……………(同) 9
- 地積を特に減じて換地を定める土地としての指定……………(同) 9
- 基本測量を実施する旨の通知……………(公共用地課) 9
- 基本測量が終了した旨の通知……………(同) 10
- 建築基準法の規定による公開による口頭審査……………(建築開発課) 10
- 同件……………(同) 10
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) 10
- 都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨……………(下水道課) 13

## 告示

### 三重県告示第233号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第19条の2第1項の規定により、次のとおり医療機関を平成7年4月1日指定した。

平成7年4月21日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 医療機関の名称  
スズカ調剤薬局
- 2 所在地  
鈴鹿市江島町19-1
- 3 担当する医療の種類  
薬局
- 4 主として担当する医師  
杉本守之

### 三重県告示第234号

危険物取扱者試験及び消防設備士試験を行う指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更について、消防法(昭和23年法律第186号)第13条の8第3項及び第17条の9第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

課長  
課長補佐  
主幹  
主査  
三

平成7年4月21日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 指定試験機関の名称  
財団法人 消防試験研究センター
- 2 変更前の主たる事務所の所在地  
東京都港区虎ノ門二丁目9番16号
- 3 変更後の主たる事務所の所在地  
東京都港区麻布台一丁目11番9号
- 4 変更の年月日  
平成7年4月1日

三重県告示第235号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項及び同法施行令（昭和26年政令第276号）第5条第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成7年4月21日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥羽市河内町字上ノ寺街道744
  - 2 指定の目的  
落石の危険の防止
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南伊勢地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部森林整備課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。

監査委員公表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく大橋剛及び木村和正の請求に係る監査を次のとおり執行したので、同条第3項の規定によりその結果を公表する。

平成7年4月21日

三重県監査委員	樋	口	脩
同	西	尾	文
同	平	田	雄之助
同	北	村	良
			郎

第1 監査の請求

三重県職員措置請求書

三重県環境局長、環境政策課長、その他三重県環境審議会専門委員と環境基本条例部会委員の選定に係った職員に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

三重県環境審議会専門委員で、その環境基本条例部会委員でもあった松井寛（名古屋工業大学教授）と北尾高嶺（豊橋科学技術大学教授）の両氏は、環境基本条例部会への出席が極めて悪く（それぞれ25%と50%）、そのため環境政策課では、課員をそれぞれの勤務先へ出張させて意見の聴取を行った。

彼ら2氏を選任したために、三重県では2名の職員に本来しなくてもよいはずの出張をさせ、無駄な公金の支出をすることになり、県は金銭面で損害を被った。

さらに両氏の欠席により、環境基本条例部会では十分な討論をすることが出来なかったはずである。

特に、松井寛氏については、環境基本条例部会による「三重県環境基本条例案大綱についての意見聴取会」も欠席し、三重県環境基本条例案大綱についての審議を十分に尽くさなかった公算が極めて大である。

よって請求者は、貴職らが環境審議会専門委員と環境基本条例部会委員の選定に係った三重県環境局長、環境政策課長ほかの職員に対して、上記両氏の環境基本条例部会への欠席の結果、本来しなくてもよかった課員の出張による意見聴取に要した費用を弁償させるとともに、今後は各種の審議会委員の人選に当っては学識のみならず出席の可能性についても十分考慮することと、今後も委員会等への欠席により県が同様の損害を受けるおそれが十分に考えられるので、委員として適性を欠く両氏を各種の委員に選任しないよう勧告することを求めます。

2 請求者

津市洪見町630番地の105 無職 大橋 剛  
一志郡白山町上の村450番地 自営業 木村 和正

以上地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明に関する書類を添え、必要な措置を請求します。

平成7年2月23日

三重県監査委員	樋	口	脩
同	北	村	良
同	西	尾	文
同	平	田	雄之助

第2 請求の受理

本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成7年2月23日にこれを受理した。

第3 請求人の陳述等

請求人に対して、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、平成7年3月10日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

第4 監査の実施

監査対象者としては、三重県保健環境部環境局長、同環境政策課長並びに第1回環境基本条例部会を欠席した委員への説明及び意見聴取のために出張した職員とした。

監査は、三重県保健環境部環境局環境政策課について平成7年3月20日に実施し、三重県保健環境部環境局長、同環境政策課長並びに第1回環境基本条例部会を欠席した委員への説明及び意見聴取のために出張した職員から平成7年3月29日に事情聴取を行った。

第5 監査の結果

上記の措置請求について、監査した結果を次のとおり請求人あて通知した。

監査第245号

平成7年4月21日

大橋 剛 様  
木村 和正 様

三重県監査委員	樋	口	脩
同	西	尾	文
同	平	田	雄之助
同	北	村	良
			郎

三重県職員措置請求について（通知）

平成7年2月23日に受理したみだしの請求について、地方自治法第242条第3項の規定に基づき、監査した結果は次のとおりである。

記

第1 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容を勘案して、監査請求の趣旨を「三重県環境審議会環境基本条例部会委員であった松井寛名古屋工業大学教授と北尾高嶺豊橋科学技術大学教授が第1回環境基本条例部会を欠席したため、三重県保健環境部環境政策課長が両氏の勤務先へ職員を出張させて意見の聴取を行ったことは、違法又は不当な公金の支出に該当するものである。」と解する。

したがって、監査対象事項を「当該出張に係る経費が、違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか」とした。

2 監査対象課所

監査は、三重県保健環境部環境局環境政策課（以下「環境政策課」という。）について平成7年3月20日に実施し、三重県保健環境部環境局長、同環境政策課長並びに第1回環境基本条例部会を欠席した委員への説明及び意見聴取のために出張した職員から平成7年3月29日に事情聴取を行った。

第2 監査の結果

1 事実関係の調査

(1) 環境基本条例部会（以下「部会」という。）への出席状況等について

ア 部会は、第1回が平成6年10月25日（火）、第2回が11月15日（火）、第3回が11月19日（土）、第4回が12月10日（土）、計4回開催された。

イ 第1回部会では三重県環境基本条例案大綱の要旨、大綱策定に至るまでの経緯、環境基本法及び各都府県市条例の差異等の説明並びに三重県環境審議会（以下「審議会」という。）から付託された調査検討案件の基本となる事項、第2回及び第3回部会では三重県環境基本条例案大綱に対する意見の聴取、第4回部会では三重県環境基本条例案大綱に係る部会の報告案について調査検討された。

ウ 部会開催日の設定については、次のとおりであった。

第1回部会は、部会の事務局である環境政策課が委員と事前に電話で連絡を取り、午前及び午後の半日単位で日程を調整した。また、第2回部会から第4回部会は、第1回部会に欠席予定の松井委員及び北尾委員の11月末までの日程を事務局があらかじめ電話にて把握し、第1回部会の場合各委員の日程を調整している。

なお、第3回及び第4回部会は、委員間で調整した結果、閉庁日の土曜日に開催されている。

エ 松井委員は、第1回、第2回及び第3回部会を欠席しており、出席率は25%であった。また、北尾委員は、第1回及び第2回部会を欠席しており、出席率は50%であった。

(2) 環境政策課職員の出張について

ア 第1回部会を欠席した北尾委員には、平成6年11月7日（月）午後1時から3時頃まで、環境政策課職員1名が愛知県豊橋市に出張し、勤務先である豊橋科学技術大学内の北尾委員の研究室で、第1回部会の概要、部会提出資料の説明を行うとともに北尾委員から意見を聴取しており、この出張に要した旅費は7,340円であった。

なお、北尾委員から聴取した意見は、平成6年11月15日に開催された第2回部会の場合報告されている。

イ 第1回及び第2回部会を欠席した松井委員には、平成6年11月16日（水）午後1時30分から2時45分頃まで、環境政策課職員1名が愛知県名古屋市に出張し、勤務先である名古屋工業大学内の松井委員の研究室で、第1回及び第2回部会の概要、部会提出資料の説明を行うとともに松井委員から意見を聴取しており、この出張に要した旅費は5,380円であった。

なお、松井委員から聴取した意見は、平成6年11月19日に開催された第3回部会の場合報告されている。

2 監査委員の判断

(1) 結論

請求人が指摘する環境政策課職員の出張については、事実関係の調査から総合的に判断すると審議会の審議内容をより充実させるために執った公務上必要な措置であり、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出とは認められない。

したがって、本請求については、これを棄却する。

(2) 結論に至った理由

ア 部会は、環境の保全に関する専門の事項を調査検討するために設置されたものであり、審議会から付託された事項をより充実したものとするため、当然ながら部会に出席可能な委員の選任に最大限配慮すべきものであり、また、部会の開催に当たっては委員全員が出席することが望ましい。

しかしながら、部会の事務局である環境政策課は、全委員の出席が可能な部会開催日の日程調整ができず、やむを得ざる限り多くの委員の出席が可能な日に部会を開催している。結果として松井委員は1回、北尾委員は2回しか部会に出席していないが、環境政策課は全委員の出席が可能な部会開催日の設定に努力していることが認められる。

イ 平成6年10月25日に開催された第1回部会では、三重県環境基本条例案大綱の要旨、大綱策定に至る

までの経緯、環境基本法及び各都府県市条例の差異等の説明並びに審議会から付託された調査検討案件の基本となる事項が事務局から説明されている。

環境政策課職員を出張させたことについては、第1回部会を欠席した松井委員及び北尾委員に対して、調査検討案件の基本となる事項を説明し、専門的な観点からの意見を聴取するためのものであり、両委員から聴取した意見は部会の場合報告されている。

なお、第2回以降の部会を欠席した委員に対しては、当該部会が終了した都度会議録を送付するとともに、電話にて調査検討案件に対する意見聴取を行っている。

ウ これらのことから、環境政策課職員の出張については、審議会から付託された調査検討案件をより充実させるために執った公務上必要な措置と認められる。

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第5項の規定に基づき、平成7年2月及び同年3月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成7年4月21日

三重県知事 北 川 正 恭

Table with columns: 製造事業所等の名称及び所在地, 収去場所, 飼料の名称, 製造輸入年月, 粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, 水分, D, T, M, その他, 備考. Rows list various feed samples with their respective analysis results.

野島飼料株式会社 松阪市六軒町53番地	同左	マルイチ印種豚 飼育用配合飼料 種豚二号	7.2	14.8	3.5	3.4	4.5	0.85	0.63	14.2	12.6	73.2	-	-	-
同上	同上	マルイチ印肉豚 肥育用配合飼料 肉豚用	7.2	18.8	3.9	2.5	4.0	0.72	0.53	14.7	12.3	77.9	-	-	-
同上	同上	マルイチ印成鶏 用配合飼料 ミエマッシュ	7.2	16.4	4.2	2.1	11.3	3.51	0.67	13.1	-	-	2.850	-	-
中部飼料株式会社 愛知県知多市北浜町 14番地6	株式会 社 地主共 和商会	マル中印ほ乳期 子豚育成用配合 飼料 ヨー-ton S S マル中印配合飼 料 プロイラー種鶏 S	7.2	19.3	5.0	1.4	4.8	0.89	0.67	14.0	-	-	-	-	-
同上	同上	マル中印成鶏飼 育用配合飼料 バナエッグCS	7.2	17.4	5.9	2.6	12.3	3.90	0.67	12.1	-	-	-	-	-
大洋飼料株式会社名 古屋工場 愛知県知多市北浜町 14番1	三昌物 産株式 会社	まるは印配合飼 料 パール7	7.3	17.1	5.2	2.6	11.9	3.83	0.58	11.9	-	-	-	-	-
同上	同上	まるは印配合飼 料 ライブママ76	7.2	15.8	5.3	3.6	5.5	1.02	0.71	12.7	-	-	-	-	-
豊橋飼料株式会社豊 橋工場 愛知県豊橋市明海町 5番地の9	同上	マルトプロイラー 肥育用配合飼料 プロイラー後期 Nマッシュ	7.2	18.5	6.7	2.5	4.7	0.89	0.57	12.7	-	-	-	-	-
知多飼料株式会社 愛知県知多市北浜町 24番地4	三昌物 産株式 会社	日配ほ乳期子豚 育成用配合飼料 スーパーコロミー ル「もりもり」	7.2	19.0	5.3	1.9	4.4	0.64	0.57	12.5	-	-	-	-	-
三昌物産株式会社魚 粉工場 四日市市大字塩浜22 4の1	同左	65%魚粉 ゴールデンサン ミール	7.3	69.7	12.6	0.3	14.2	3.63	2.38	7.8	-	-	-	-	-
知多飼料株式会社 愛知県知多市北浜町 24番地4	株式会 社 鈴木飼 料店	日配子豚育成配 合飼料 子豚用ハイミネ ント	7.2	16.2	4.4	2.2	4.5	0.70	0.60	13.5	-	-	-	-	-
同上	同上	日配種豚育成用 及び飼育用配合 飼料 ラクテーションSE	7.2	16.0	6.1	2.7	4.9	0.89	0.75	12.5	-	-	-	-	-
同上	同上	日配ほ乳期子豚 育成用配合飼料 コロミールCR プラス	7.2	18.4	5.0	1.9	5.8	0.89	0.62	12.1	-	-	-	-	-

注) 試験結果の概要の欄中個別項目別に試験結果を示し、違反が認められた場合には備考欄にその内容を示す。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成 7 年 4 月 21 日

三重県知事 北 川 正 恭

○伊倉津井土地改良区(津市雲出本郷町1384番地)

退任監事

津市雲出伊倉津町1103番地

“ “ 542番地の2

就任監事

津市雲出伊倉津町1071番地

“ “ 542番地の2

○中ノ川沿岸土地改良区(鈴鹿市三宅町2147番地)

退任理事

鈴鹿市三宅町755番地の1

北 出 和 敏  
倉 田 豊  
中 島 幸 治  
倉 田 豊  
金 丸 努

鈴鹿市三宅町775番地

“ “ 1521番地

“ “ 2056番地

“ “ 2082番地の1

“ “ 2086番地

“ “ 2373番地

“ “ 2368番地の2

“ “ 2448番地

“ 長法寺町173番地

“ “ 1630番地

“ 徳居町426番地の2

“ “ 516番地の4

“ “ 986番地

“ “ 1053番地

“ 八野町710番地

亀山市下庄町1384番地

“ “ 1694番地

“ “ 1784番地

“ “ 1792番地

“ “ 1821番地

“ “ 1831番地

“ “ 1950番地

退任監事

鈴鹿市徳居町2074番地

“ 八野町529番地の1

亀山市下庄町1825番地

就任理事

鈴鹿市三宅町755番地の1

“ “ 775番地

“ “ 1521番地

“ “ 2056番地

“ “ 2082番地の1

“ “ 2086番地

“ “ 2373番地

“ “ 2368番地の2

“ “ 2448番地

“ 長法寺町173番地

“ “ 1630番地

“ 徳居町426番地の2

“ “ 516番地の4

“ “ 1053番地

“ “ 1807番地の2

“ 八野町710番地

亀山市下庄町1384番地

“ “ 1694番地

“ “ 1784番地

“ “ 1792番地

“ “ 1821番地

“ “ 1831番地

矢 橋 高 郎

三 谷 眞 司

天 野 康 夫

西 村 日出男

飯 場 理

丹 羽 吉 長

分 部 昭 典

西 井 幸 夫

辻 義 行

新 開 乙 吉

渡 辺 一 男

川 村 登己生

服 部 弘

真 弓 義 和

坂 清

田名瀬 長四郎

松 尾 章

田名瀬 弘

宮 村 里 己

新 開 吉 男

国 分 常 春

松 尾 敏

真 弓 久 義

岸 尾 勇

金 丸 務

矢 橋 高 郎

三 谷 眞 司

天 野 康 夫

西 村 日出男

飯 場 理

丹 羽 吉 長

分 部 昭 典

西 井 幸 夫

辻 義 行

新 開 乙 吉

渡 辺 一 男

川 村 登己生

真 弓 義 和

服 部 宗 光

坂 清

田名瀬 長四郎

松 尾 章

田名瀬 弘

宮 村 里 己

新 開 吉 男

国 分 常 春

就任監事  
 鈴鹿市徳居町2074番地 真 弓 久 義  
 " 八野町529番地の1 岸 等  
 亀山市下庄町1825番地 松 尾 勇

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から、理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成 7 年 4 月 21 日

三重県知事 北 川 正 恭

○三雲土地改良区(一志郡三雲町大字曾原618番地)

退任理事  
 一志郡三雲町大字小野江124番地 北 川 幸 一  
 " " " 236番地の1 駒 田 正 男  
 " " 大字甚目776番地 佐 竹 秋 信

就任理事  
 一志郡三雲町大字小野江102番地 工 藤 茂 夫  
 " " " 417番地の2 伊 藤 美 哉  
 " " 大字甚目453番地 杉 山 元 次

○古田井土地改良区(一志郡嬉野町中川1064番地)

退任監事  
 一志郡嬉野町大字見永260番地 渡 辺 勇  
 " " 大字黒田224番地 潤 田 満  
 " " 大字新屋庄790番地 伊 藤 禎 昭  
 " " " 52番地 前 田 裕 久

就任監事  
 一志郡嬉野町大字見永260番地 渡 辺 勇  
 " " 大字黒田102番地の5 垣 内 信 一  
 " " 大字新屋庄790番地 伊 藤 禎 昭  
 " " " 51番地 前 田 昭 明

○津市安東地区土地改良区(津市納所町249番地)

退任理事  
 津市観音寺町132番地 近 藤 義 行  
 " 洪見町472番地 竹 仲 吉 男  
 " 長岡町553番地 山 路 丈 夫  
 " 河辺町785番地 亀 井 正 雄  
 " 安東町38番地の1 太 田 眞 弘  
 " " 1297番地 野 村 道 男  
 " 一色町533番地 井 村 晃 市  
 " 北河路町520番地 佐 野 栄 生  
 " 納所町963番地 岡 田 秀 男  
 " " 310番地 河 内 賢 賢  
 " 安東町1943番地 阿 曾 幸 男  
 " 大字分部242番地 前 川 信 夫

退任監事  
 津市河辺町224番地 川 邊 富  
 " " 192番地 太 田 英 一  
 " 納所町889番地 稲 垣 一 郎

就任理事  
 津市観音寺町132番地 近 藤 義 行  
 " 洪見町424番地 中 村 一 郎

津市長岡町553番地 山 路 丈 夫  
 " 河辺町2707番地 川 邊 正 男  
 " 安東町1993番地の4 阿 曾 實 實  
 " " 1342番地 奥 山 源 生  
 " 一色町533番地 井 村 晃 市  
 " 北河路町520番地 佐 野 栄 生  
 " 納所町963番地 岡 田 秀 男  
 " 安東町270番地 若 林 巖  
 " 納所町260番地 辻 昭 夫  
 " 大字分部242番地 前 川 信 夫

就任監事  
 津市河辺町224番地 川 邊 富  
 " 安東町1928番地 行 方 進  
 " 納所町889番地 稲 垣 一 郎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営ほ場整備事業員弁地区第3換地区の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定した。

平成 7 年 4 月 21 日

三重県知事 北 川 正 恭

市 町 村 大 字 字 地 番 地 目	地 積
員 弁 町 東 一 色 溜 尻 2614-1 原野	56 <sup>m<sup>2</sup></sup>

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営ほ場整備事業井田川地区第1換地区の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定した。

平成 7 年 4 月 21 日

三重県知事 北 川 正 恭

市 町 村 大 字 字 地 番 地 目	地 積
亀 山 市 井 田 町 川 向 大 切 戸 197-1 田	341 <sup>m<sup>2</sup></sup>
" " " " 245-1 "	286

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営ほ場整備事業大里地区第4換地区の換地計画において、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 7 年 4 月 21 日

三重県知事 北 川 正 恭

市 町 村 大 字 字 地 番 地 目	地 積	特 に 減 ず る 積
津 市 大 里 野 田 町 宮 下 1134-3 畑	492 <sup>m<sup>2</sup></sup>	200 <sup>m<sup>2</sup></sup>
" " " 長 沢 1259-1 田	189	100

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があった。

平成 7 年 4 月 21 日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 作業の種類  
基本測量(基準点測量)

2 作業期間  
平成7年5月8日から同年9月29日まで

3 作業地域  
員弁郡藤原町、北勢町、員弁町、東員町、大安町、南牟婁郡御浜町、紀宝町、一志郡美杉村及び志摩郡阿児町

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、平成6年5月6日付け三重県公告に係る基本測量(1/25,000地形図修正測量)が平成7年3月30日終了した旨、建設省国土地理院長から通知があった。  
平成7年4月21日

三重県知事 北川正恭

建築基準法(昭和25年法律第201号)第94条第3項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。  
平成7年4月21日

三重県知事 北川正恭

- 1 日時 平成7年4月28日(金)午前10時30分から
- 2 場所 津市栄町1丁目891  
三重県吉田山会館1階第101会議室
- 3 審査請求人 桑名市新西方3丁目218  
ウエルネス医療クリニック  
院長 多湖 光宗
- 4 審査事項 建築基準法第55条第2項の認定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第94条第3項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。  
平成7年4月21日

三重県知事 北川正恭

- 1 日時 平成7年4月28日(金)午後1時30分から
- 2 場所 津市栄町1丁目891  
三重県吉田山会館1階第101会議室
- 3 審査請求人 桑名市新西方3丁目191  
望月 豊
- 4 審査事項 建築基準法第6条の確認について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条及び附則第4項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。  
平成7年4月21日

三重県知事 北川正恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成7年1月26日	員弁郡東員町大字大木字浜井場1378-4	員弁郡東員町大字大木1378 秋葉 英雄
平成7年1月26日	員弁郡東員町大字大木字浜井場1379-3	鈴鹿市安塚町1350-84 秋葉 吉幸
平成7年2月9日	員弁郡東員町大字山田字北藤2517-1ほか1筆	四日市市北浜町15-4 株式会社東唐 代表取締役 三崎 吉満
平成7年3月13日	桑名市大字志知字敷田4415	桑名市大字志知3002-1 松岡 憲彦 松岡 美恵
平成7年3月13日	員弁郡東員町大字中上字前川原1675-2	員弁郡東員町大字中上1675-5 小山 良介

平成7年3月20日	員弁郡員弁町大字平古字二之郭上82-1ほか2筆	員弁郡員弁町大字平古67-39 水谷 晴男
平成7年3月20日	桑名郡多度町大字小山字西天王平2148-1	桑名郡多度町大字多度860 南澤 幸美
平成7年3月1日	四日市市赤堀南町2254-1	四日市市城東町3-24 後藤 幹夫
平成7年3月3日	三重郡川越町大字豊田字八反田523-1ほか1筆	大阪府守口市桜町4-17 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 岩太郎
平成7年3月7日	四日市市大字茂福字小宮480-1	四日市市松寺1丁目5-37 岡本 道治 岡本 ひとみ
平成7年3月10日	四日市市泊小柳町2-1ほか14筆	大阪府中央区瓦町3丁目1-4 東亜紡織株式会社 代表取締役社長 永峰 俊郎
平成7年3月13日	四日市市中川原1丁目714ほか1筆	四日市市中川原1丁目10-28 山内 治男
平成7年3月14日	四日市市寺方町2495-2ほか1筆	四日市市寺方町913 川森 達美
平成7年3月14日	四日市市平尾町3055-1	四日市市平尾町29-1 渡辺 幸裕 渡辺 有紀子
平成7年3月14日	四日市市高角町2906-4	四日市市高角町65-4 坂下 博夫
平成7年3月14日	四日市市中川原2丁目14-1	四日市市中川原1丁目8-23 山口 清蔵
平成7年3月15日	三重郡川越町大字豊田字北川原769-1	三重郡川越町大字豊田961 陣田 正光
平成7年3月15日	四日市市下の宮町字皇田17-2ほか1筆	四日市市松原町1-1 有限会社オガワホーム 取締役 小川 勝久
平成7年3月17日	四日市市東日野2丁目175	四日市市東日野町310-3 石田 勝行
平成7年3月22日	四日市市曾井町字東起1596-3	四日市市曾井町863 川村 利之
平成7年3月22日	四日市市桜町字株ヶ谷8345-1ほか2筆	四日市市城東町18-17 山中 英明
平成7年3月24日	四日市市朝明町字宮北539-1	四日市市浜田町4-20 三重四日市農業協同組合 代表理事組合長 小柴 太郎一
平成7年3月24日	三重郡川越町大字豊田字西尾敷73-1	三重郡川越町大字豊田1007 早川 正光
平成7年3月27日	四日市市市場町字大屋敷2093-1ほか1筆	四日市市安島2丁目4-18 株式会社名酒コンサルタント 代表取締役 岡本 潤治
平成7年3月29日	四日市市松寺1丁目196ほか1筆	四日市市芝田1丁目10-10 株式会社中村不動産 代表取締役 中村 利一郎
平成7年3月29日	四日市市西大鐘町字井戸田281-1	四日市市西大鐘町527-2 大矢知 健

平成7年 3月29日	四日市市智積町字間渡5938	東京都目黒区下目黒3丁目9-5 三菱商事石油株式会社 代表取締役 鹿島 輝夫
平成7年 3月29日	四日市市下海老町字長池325-4	茨城県鹿島郡神栖町神栖1丁目14-13 三好貴之 三好ミチル
平成7年 3月29日	四日市市尾平町字澤3687-2	四日市市尾平町3400-1 長谷川 知 永
平成7年 3月30日	四日市市北野町661-2	四日市市北野町19 坂井 嘉 生
平成7年 3月30日	三重郡桶町大字北五味塚字龍之浜1368-1	鈴鹿市北堀江2丁目3-3 有限会社鈴鹿工業 代表取締役 栗野 俊一
平成7年 3月30日	四日市市ときわ1丁目1338-1ほか1筆	四日市市ときわ4丁目1-21 山内 吉 一
平成7年 3月30日	四日市市山分町字南山分94-4ほか14筆及び 大矢知町字南古川3325-2ほか11筆	四日市市新正4丁目1-1 ヨンソー開発株式会社 取締役社長 西藤 康 明
平成7年 3月30日	四日市市大治田1丁目979-1ほか2筆	四日市市大治田2丁目1-18 島田 幸 子
平成7年 3月31日	三重郡川越町大字豊田字八反田510-1	三重郡川越町大字豊田969 早川 咲 子
平成7年 3月6日	鈴鹿市若松西6丁目1826-2	四日市市西日野町2745-27 垣内 康 宏
平成7年 3月6日	鈴鹿市伊船町字下八割山2838-62	鈴鹿市三日市南1丁目1-1 小崎 義 和 小崎 由 利 子
平成7年 3月10日	鈴鹿市津賀町字後井戸468-11	鈴鹿市津賀町468-21 大藪 伸 二
平成7年 3月16日	鈴鹿市西条3丁目1122-1	四日市市日永4丁目4-48 株式会社稲藤 代表取締役 稲 垣 藤 夫
平成7年 3月20日	亀山市羽若町字広茂738-1ほか21筆	四日市市堀木1丁目5-14 竹森不動産株式会社 代表取締役 竹 森 正 生
平成7年 3月23日	鈴鹿市津賀町字五反田728ほか29筆	鈴鹿市地子町1268 鈴鹿農業協同組合 代表理事 杉 野 喜 市
平成7年 3月22日	鈴鹿市三日市町字南浦1466-1	鈴鹿市三日市三丁目16-5 鎌田 躬 矩
平成7年 3月22日	鈴鹿市長法寺町字桑名垣内178-1ほか1筆	亀山市阿野田町字辰己谷1095-109 岡野 誠 司 岡野 博 美
平成7年 3月22日	鈴鹿市若松北2丁目1221-1ほか1筆	津市栄町4丁目255 三交ホーム株式会社 取締役社長 楠 原 恒 雄
平成7年 3月29日	鈴鹿市高塚町字北新地1841-1ほか80筆	東京都港区青山2丁目1-1 ホンタ開発株式会社 代表取締役 山 下 悟
平成7年 3月13日	津市大字垂水字門田750-1ほか1筆 津市大字垂水字井戸谷2929-5ほか8筆	津市上弁町津興2871 株式会社幸三建設 代表取締役 小 田 幸 三
平成7年 3月30日	津市一身田大古曾字桜本549-1	津市一身田平野430-14 戸 沢 修 美

平成7年 2月13日	一志郡香良洲町大新田2003-8	一志郡香良洲町1229-39 高山 順 一
平成7年 2月13日	久居市明神町字西藤谷1190ほか1筆	久居市明神町1180 堀 哲 也
平成7年 2月20日	一志郡嬉野町大字天花寺字北瀬古420-2ほか1筆	一志郡嬉野町大字中川696-1 金 川 浩 士
平成7年 3月8日	一志郡香良洲町字大新田2122-2ほか1筆	一志郡香良洲町1229-38 小 野 勝 太郎
平成7年 3月16日	多気郡明和町大字馬之上字一ノ城戸985-10ほか4筆	多気郡明和町大字裏村760-1 株式会社明和工務店 代表取締役 西 山 高 明
平成7年 3月6日	松阪市泉町1346-1ほか1筆	松阪市太安町1丁目246-4 稲葉不動産 稲 葉 米
平成7年 3月5日	松阪市外五曲町字下沖14ほか1筆	松阪市新町978-1 株式会社中央開発 代表取締役 村 井 浩 一
平成7年 3月28日	松阪市川井町字花田525-1	名古屋市中村区名駅3丁目28-12 三菱石油株式会社中部支店 支店長 古 賀 章 弘
平成7年 3月28日	多気郡明和町大字佐田字下尾2421-2ほか1筆	伊勢市川端町312 株式会社東建設 代表取締役 東 孝 一
平成7年 3月31日	伊勢市神社港107-21及び下野町字神昭寺川728	伊勢市神社港107-21 株式会社砂利久 代表取締役 大 西 圭 子
平成7年 3月27日	志摩郡阿児町鶴方字金谷2971-1ほか6筆	伊勢市一之木2丁目3-4 河合無線株式会社 代表取締役 河 合 潤 吉
平成7年 3月14日	上野市上神戸字大谷4353-307	上野市才良339-1 西 岡 悦 子
平成7年 3月20日	上野市予野尼谷2520-1ほか4筆(第1工区)	上野市平野中川原484 株式会社リサイクルセンター伊賀上野 代表取締役 廣 嶋 誠 二
平成7年 3月20日	阿山郡阿山町大字川台字焼尾3378-7ほか8筆	阿山郡阿山町大字馬場1128 阿山町長 吉 田 家 壽 男
平成7年 3月20日	上野市西山上垣内2912-1ほか3筆	京都府相楽郡精華町菱田宮川原2-30 河 原 輝 雄
平成7年 3月24日	阿山郡阿山町大字中友田字北畑531-3ほか36筆	阿山郡阿山町大字石川279-40 オリエント興産株式会社 代表取締役 東 節
平成7年 3月30日	上野市服部町字小芝365-1ほか5筆	大阪府藤井寺市藤井寺1-1-17 株式会社大栄工業 代表取締役 山 本 晃
平成7年 3月31日	阿山郡伊賀町大字西之澤字野口2006-1ほか4筆	大阪府枚方市招提大谷2-16 株式会社アイワ製作所 代表取締役 野 田 賢 一

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり松阪都市計画、嬉野都市計画及び三雲都市計画下水道事業の事業計画の変更認可を受けた。

平成7年4月21日

三重県知事 北 川 正 恭

1 都市計画事業の種類及び名称

松阪都市計画、嬉野都市計画及び三雲都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）

2 施行者の名称

三重県

3 事務所の所在地

三重県松阪市高町138

松阪地方泉民局松阪土木事務所

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共） 1 箇月 2,700円

1 箇年 32,400円

平成7年4月21日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部行政管理課